

令和6年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託仕様書

1. 件 名 令和6年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託
2. 目 的 「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」(以下、「本事業」という。)の実現に向けた、方向性を示すとともに、官民連携による推進体制や具体的な取組となるアクションプランを盛り込んだ基本構想の策定及び機運醸成に向けたキックオフイベントの企画・運営に関する業務を支援することを目的とする。
3. 履行場所 茨城県龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課
4. 履行期間 契約の日から令和7年3月31日まで
ただし、検査期間10日間を含むものとする。
5. 委託業務内容等
 - (1)「スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例」の規定により設置するスポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会(以下、「審議会」という。)の運営支援及び事業推進に向けた官民連携による協議会の設立支援
 - (ア) 審議会の円滑な運営に資する資料作成や審議会の提案による個別事業の検討をサポートすること。なお、審議会は、3回以上の実施を予定している。
 - (イ) 本事業の推進に向けた中核的な役割を担う官民連携による協議会の体制と運営方針を示すとともに設立に向けた支援を行うこと。
 - (2) スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想(以下、「基本構想」という。)策定に関する基礎調査
スポーツライミングの有効的な活用方法や広域連携事例などの市場・競合に係る動向や、スポーツ施設を拠点としたまちづくりの事例、連携・融合可能な地域資源を調査・分析すること。
 - (3) 基本構想の策定
本市を取り巻く環境や課題・本事業の趣旨を念頭に、(2)の基礎調査の分析等の結果を踏まえ、将来像・基本方針を示すとともに、施策体系を設定し、施策体系に紐づく具体的なアクションプランを盛り込んだ基本構想を策定すること。
 - (4) 持続可能な事業推進の支援
(3)の基本構想に盛り込まれたアクションプランに位置付けられた事業等の展開について、実効性かつ持続性ある運営ができるよう、財源確保を含めた方策を検討すること。

(5)キックオフイベントの企画・運営

本事業の機運醸成を念頭に、本事業のブランディング及び認知度拡大に効果があるキックオフイベントを企画・運営(情報発信含む)するとともに基本構想に位置付ける取組に対して有益となる情報収集を行うこと。

なお、提案者は、企画の場所、内容、規模、日程、参加対象者等を明確にし、実行にあたっては市と協議すること。

(6)打ち合わせ

事業実施において、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせは龍ヶ崎市庁舎を使用する想定とするが、状況によってはオンラインでの打ち合わせも可能とする。

なお、議事録は、打ち合わせ後、5営業日以内に受注者が作成し、本市に提出すること。

(7)業務の管理・執行体制

(ア)業務統括責任者及び主任担当者の設置

業務全体を統括する「業務統括責任者」と市との調整窓口等を担う「主任担当者」を、契約後速やかに設置すること。

(イ)全体のスケジュール管理

受注者は、契約後速やかに本業務に係る全体スケジュールを市に提示し、承認を受けること。

(ウ)留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を整えること。また、他の業務と混同しないよう、十分注意し、市からの求めがあった際には、速やかに報告が可能な状態にすること。

6.関連計画

本業務は、次に掲げる計画等との整合性を勘案しながら業務を遂行すること。

- 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030
- 第2期龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030 内包)
- 龍ヶ崎市第3次スポーツ推進計画

7.成果品

(1)スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想

製本20部 A4 版冊子 4色刷り 100 ページ以下

(2)スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想概要版

製本30部 A4 2ヶ所ホチキス止め 4色刷り 20 ページ以下

(3)実績報告書

(戦略および各種調査、集計、分析結果、
イベント企画・運営報告その他関連資料) 一式

(4)その他、本市が必要と判断した資料

(5)上記、成果品のデータ(PDF形式等)(DVD形式で提出) 一式

8.再委託について

(1)受注者は、委託業務の中核となる総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。また、業務のうち一部を再委託する場合、事前に市からの承諾を受けること。

(2)再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務に係る責任の分担をあらかじめ取り決めておくこと。

(3)再委託にあたり、市内事業者の活用に努めること。

9.業務遂行上の注意

(1)受注者は、効率的な業務の遂行のために市と密接な連携を図り、市の意向を把握しながら作業を行うこと。

(2)業務遂行上で疑義が生じた場合や、業務上重要な事項の決定、また本仕様書等に定めのない事項については、あらかじめ市と協議の上でその指示又は承諾を受けること。

(3)本委託業務における計算の根拠、関係資料などはすべて明確にしておくこと。

10.見積及び契約方法 令和6年度「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託に係る公募型企画提案募集要領」による。

11.支払条件 検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

12.特記事項

(1)「業務委託契約書」のほか、「個人情報を取り扱う事務に関する特記仕様書」を遵守すること。また、業務を遂行する上で関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。

(2)本業務にかかる成果物の著作権等の権利は、全て委託者に帰属するものとする。

(3)本業務によって作成した資料については、市の了解なく使用、公表してはならない。

13.その他

本仕様書に定めのない事項は、市との協議によって決定する。